

山口市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

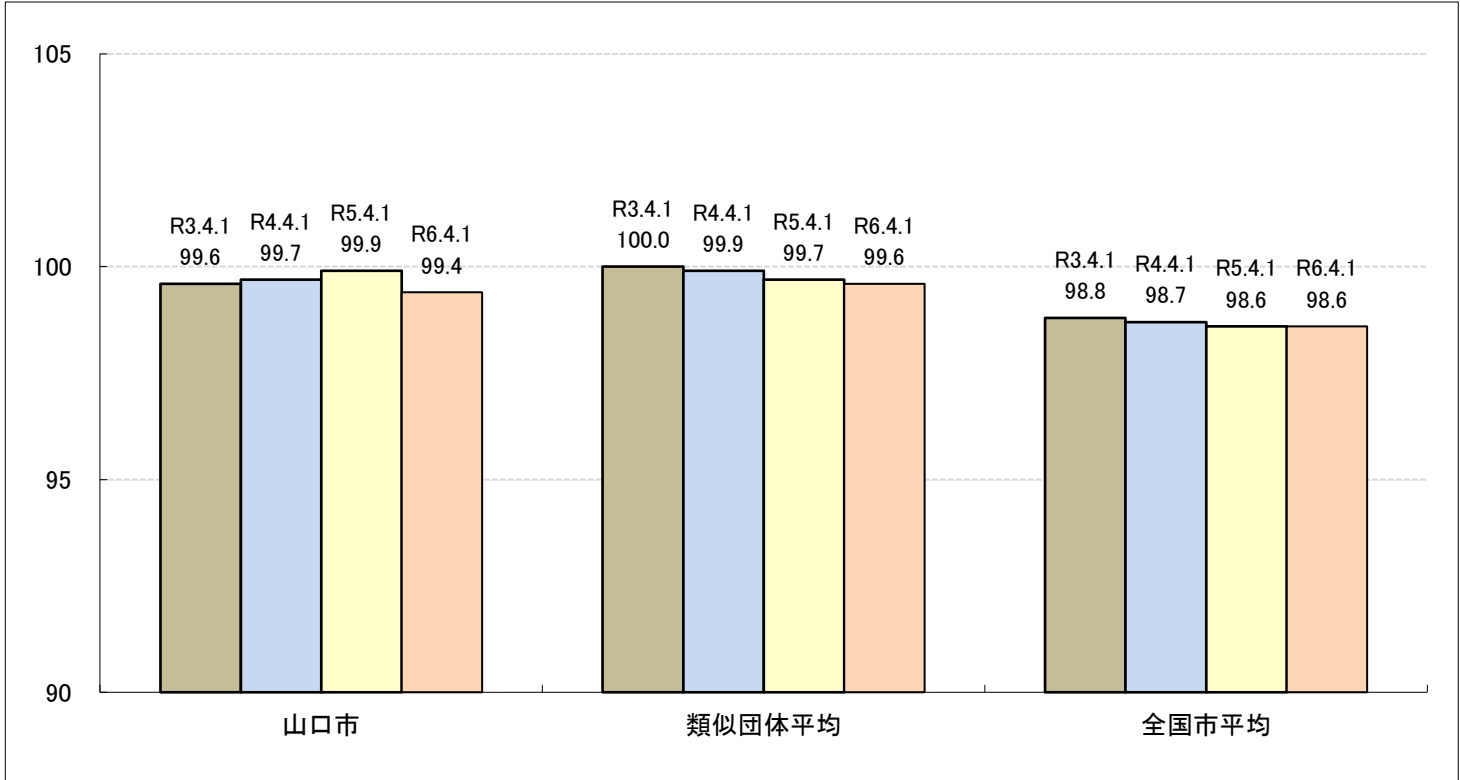
区 分	住民基本台帳人口 （令和6年3月31日 現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考） 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 186,088	千円 94,373,740	千円 682,930	千円 14,975,110	% 15.9	% 17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				（参考）一人当たり 給与費 B/A	（参考）類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 1,532	千円 6,145,747	千円 1,290,131	千円 2,471,163	千円 9,907,041	千円 6,467	千円 6,591

- （注） 1 職員手当には児童手当及び退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- ①給料表の改定実施 平成27年4月1日
②実施内容 国及び山口県の見直し内容を踏まえ、給料表の平均0.5%引下げ及び管理職員特別勤務手当の見直しを実施。また、激変緩和のため、しばらくの間、経過措置（現給補償）を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口市	44.0 歳	337,600 円	415,197 円	363,007 円
山口県	43.2 歳	325,724 円	396,392 円	351,503 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.1 歳	321,107 円	424,344 円	381,974 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山口市	45.3歳	150人	323,200円	362,926円	337,736円	—	—	—	—
	うち清掃職員	73人	334,600円	393,585円	354,134円	廃棄物処理 業従業員	47.7 歳	314.9 千円	1.25
	うち学校給食員	56人	323,500円	343,598円	332,107円	調理士	46.2 歳	237.3 千円	1.45
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.4歳	91人	322,604円	385,796円	363,860円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
山口市	—	—	—
うち清掃職員	6,338,220 円	4,376,300 円	1.45
うち学校給食員	5,714,376 円	3,438,100 円	1.66

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口市	43.4 歳	317,867 円	352,466 円
山口県	43.2 歳	358,049 円	396,174 円
類似団体	42.0 歳	330,272 円	394,025 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		山 口 市	山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	204,300 円	204,300 円	196,200 円
	高 校 卒	172,200 円	172,200 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,800 円	—	—
	中 学 卒	163,800 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	281,367 円	367,915 円	386,611 円	400,419 円
	高 校 卒	234,217 円	311,900 円	356,467 円	385,479 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	306,367 円	340,567 円	364,522 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	353,600 円

(注) 1 平均給料月額は、給料抑制措置後の額である。

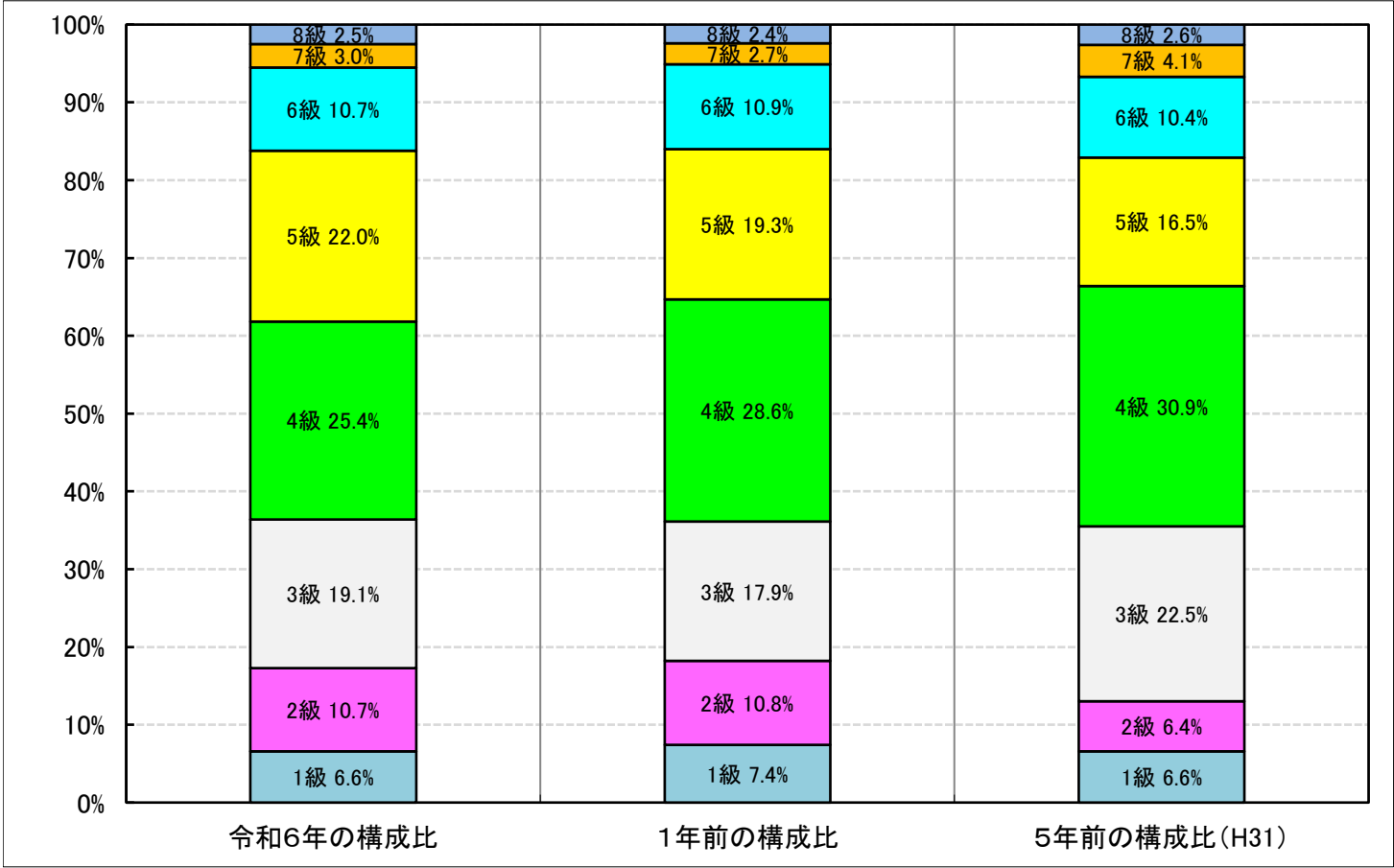
2 該当職員がいない部分については、給料月額を記入していない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

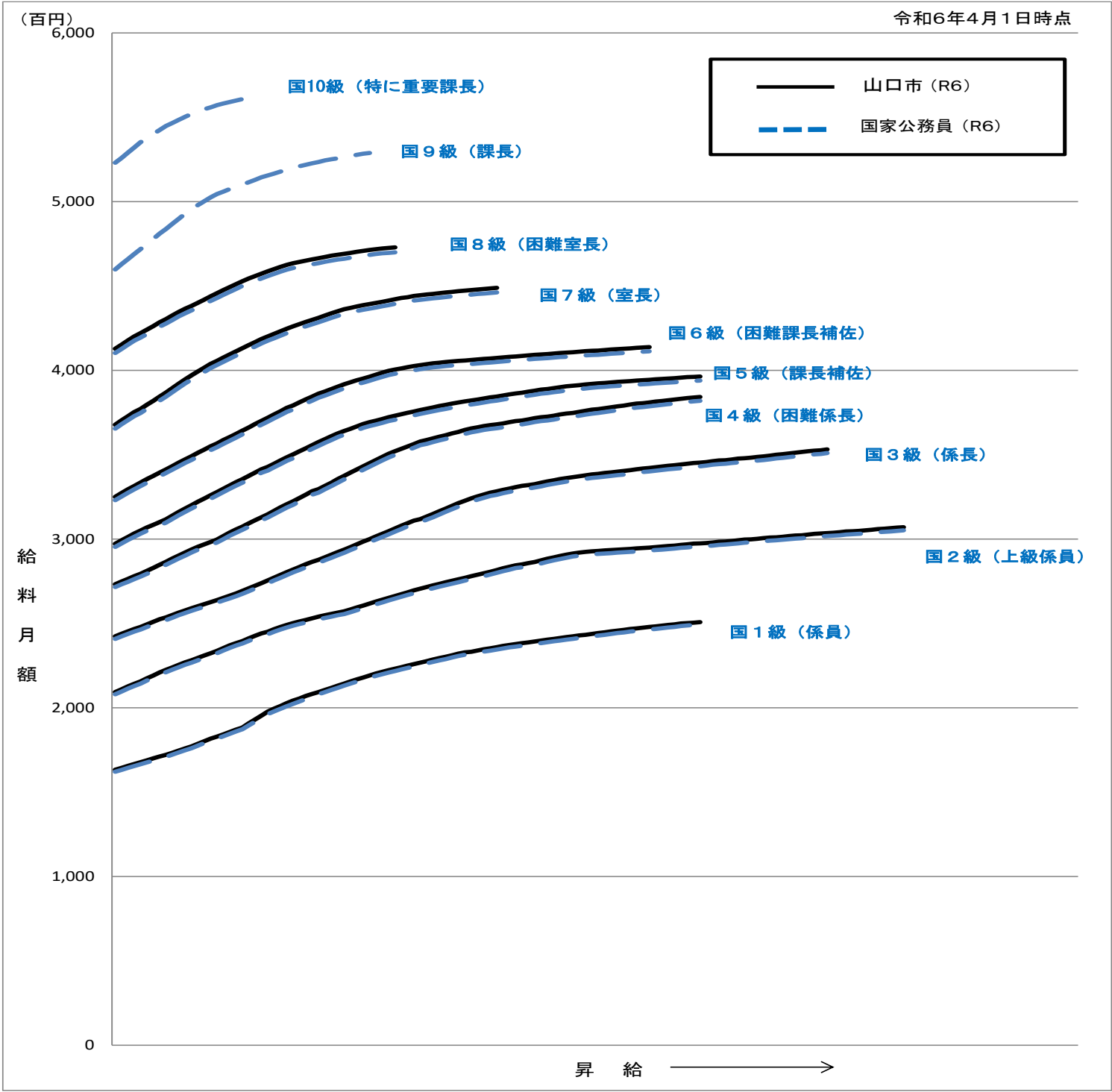
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	市長、消防本部及び委員会等の事務部局の部長及び理事の職務	人 23	% 2.5	円 412,900	円 472,900
7 級	市長、消防本部及び委員会等の事務部局の次長及び参事の職務	人 28	% 3.0	円 367,800	円 448,900
6 級	市長、消防本部及び委員会等の事務部局の課長及び副参事の職務	人 99	% 10.7	円 325,100	円 413,800
5 級	市長、消防本部及び委員会等の事務部局の困難な業務を行う主幹の職務	人 204	% 22.0	円 297,200	円 396,400
4 級	市長、消防本部及び委員会等の事務部局の主幹並びに困難な業務を行う副主幹及び主査の職務	人 235	% 25.4	円 273,300	円 384,300
3 級	主任の職務 市長、消防本部及び委員会等の事務部局の副主幹及び主査の職務	人 177	% 19.1	円 242,400	円 353,200
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 99	% 10.7	円 209,300	円 307,100
1 級	定型的な業務を行う職務	人 61	% 6.6	円 163,300	円 250,800

(注) 1 山口市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（山口市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分		○		○
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山口市	山口県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,615 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,726 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15、25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(山口市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率		○		○
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

山口市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	5,179 千円	22,075 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		708 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		708 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			81,353 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			115 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			45.0 %	
手当の種類(手当数)			18	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務従事手当	(1) 収納課に勤務する職員	(1) 市税等の滞納処分又は外勤徴収業務	3,812千円	月額 6,000円
	(2) 市民税課、資産税課、収納課に勤務する職員	(2) 市税等の賦課又は徴収に関する事務		月額 3,000円
福祉事務手当	(1) 地域福祉課に勤務する職員	(1) 生活保護法に基づく現業を行うため常時外勤する業務	4,272千円	月額 9,000円
	(2) 高齢福祉課・障がい福祉課に勤務する職員	(2) 福祉六法の現業を行うため常時外勤する業務		月額 7,000円
	(3) 子育て保健課に勤務し、家庭児童相談に関する事務のため、常時外勤する保健師又は社会福祉士	(3) 常時外勤する業務		月額 7,000円
行旅病人及び死亡者収容手当	右の業務を行った職員	行旅病人の救護及び死亡人の収容業務	0千円	病人救護 1 件 2,000円 死亡人収容 1 件 5,000円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	(1) 家畜等の伝染性疾病防疫業務 (2) 感染症予防のための薬剤散布に従事した職員 (3) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に実施される措置にかかわる業務	84千円	(1) 日額 300円 (2) 日額 200円 (3) 日額 3,000円 日額 4,000円 (※日額4,000円については、患者等に接触する、長時間にわたり業務をするなど条件あり)
死犬猫処理手当	右の業務を行った職員	死犬猫処理業務	74千円	1 件 400円
有害鳥獣捕獲等業務手当	右の業務を行った職員	有害鳥獣の捕獲等の業務に従事したもの	0千円	日額 500円
環境衛生業務手当	右の業務を行った職員	(1) じん芥収集又は処理、ごみ焼却、し尿処理業務(常時勤務除く) (2) (1)の業務に常時従事	12,155千円	(1) 勤務1回につき 500円 (2) 勤務1回につき 700円
保健指導手当	右の業務を行った職員	保健指導のための外勤業務	1,200千円	月額 3,000円
現場手当	右の業務を行った職員	土木、建築、耕地の現場監督又は現地調査 市有財産管理、工事設計及び境界確認のための測量並びに農産物技術指導のための現地作業 農地の現地調査 埋蔵文化財の発掘作業 開発指導、建築審査及び建築指導業務 造林、林道又は境界確認の測量のための伐採作業	238千円	日額 300円
保育士手当	保育園に勤務する保育士	保育業務	6,157千円	月額 4,500円
保育教諭手当	認定こども園に勤務する保育教諭	保育業務	0千円	月額 4,500円
介護福祉士手当	介護保険課に勤務する介護福祉士、保健師又は社会福祉士	在宅介護業務	179千円	月額 3,000円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土地取得等の交渉業務	0千円	日額 500円
消防作業手当	消防本部、消防署に勤務する職員	(1) 消防業務 (2) 救急出場業務 (3) 水火災出場業務 (4) 潜水作業 (5) 救助出場業務 (6) 高所作業 (7) 緊急呼出	22,086千円	(1) 月額 3,500円 (2) 1 件 300円 (3) 1 件 400円 (4) 1 件 450円 (5) 1 件 700円 (6) 1 件 450円 (7) 1 件(3h以上) 1,000円 1 件(3h未満) 500円
深夜業務手当	消防本部、消防署に勤務する職員	正規の勤務時間により勤務が深夜において行われる業務	10,015千円	1 件(2h以上) 520円 1 件(2h未満) 410円
交替勤務手当	消防本部、消防署に勤務する職員	隔日勤務	13,812千円	1 件 700円
高圧ガス充てん作業手当	消防本部、消防署に勤務する職員	直接高圧ガスを製造、充てんする作業	74千円	日額 300円
救急救命士手当	消防本部、消防署に勤務する職員	高度専門的応急処置を要する救急業務	7,195千円	1 件 400円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	500,034 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	326 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	481,245 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	313 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額(令和 5年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円※ (2) 子 10,000円 (満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子は、1人につき5,000円加算) (3) 上記以外 6,500円※	異	※行政職俸給表(一) 8級職員等の場合は 3,500円	203,829千円	258,994円
住居手当	(1) 借家 ・家賃が月額8,500円超16,500円以下 →家賃の月額から5,500円を控除した額 ・家賃が月額16,500円超 →家賃の月額と16,500円との差額の 2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)	異	(1) 借家 ・家賃27,000円以下 →家賃から16,000円 を控除した額 ・家賃27,000円超 →家賃と27,000円の差 額の1/2を11,000円 に加算した額 (最高支給限度額は 28,000円)	121,146千円	282,391円
通勤手当	(1) 交通機関利用 ・運賃月額45,000円以下 → 運賃月額 ・運賃月額45,000円超 →45,000円を超える額の2分の1に 45,000円を加算した額 (最高支給限度額は65,000円) (2) 自動車等利用 →通勤距離に応じ3,500円～47,500円	異	(1) 交通機関利用 ・運賃負担額に応じ支 給(最高支給限度額 は55,000円) (2) 自動車等利用 ・使用距離に応じ 2,000円～31,600円	205,026千円	130,258円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 (給料月額の8%～17%)	異	官職の区分、俸給表の 別及び職務の級別の定 額制(行政職俸給表(一) 適用の場合) 46,300円～130,300円	131,698千円	572,600円
休日勤務手当	休日等又は年末年始の休日等に勤務を命 ぜられて勤務した職員に対して支給 (勤務1時間当たりの給料月額×1.35(年末 年始は×1.50))	異	(勤務1時間当たりの 給料月額×1.35)	72,886千円	114,062円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職 員に対して支給 (勤務1時間当たりの給料月額×0.25)	同		24,047千円	123,956円
管理職員特別勤務 手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の 必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき4,000円～10,000円(6時間 超勤務の場合1.50を乗じた額))	異	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の 必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき6,000円～18,000円(6時間 超勤務の場合1.50を乗じた額))	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	990,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(990,000 円)	1,130,000 円 / 643,500 円	
	副 市 長	810,000 円	930,000 円 / 750,000 円	
		(810,000 円)		
報 酬	議 長	557,000 円	724,000 円 / 463,000 円	
	副 議 長	480,000 円	660,000 円 / 420,000 円	
	議 員	449,000 円	606,000 円 / 400,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		
	副 市 長	3.40 月分		
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	3.40 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額 × 在職月数 × 0.54	25,660,800円	任期毎
		給料月額 × 在職月数 × 0.36	13,996,800円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
3 期末手当の算出方式は、「給料（報酬）月額×加算率（特別職50％、議員20％）×支給月数」である。

6 職員数の状況

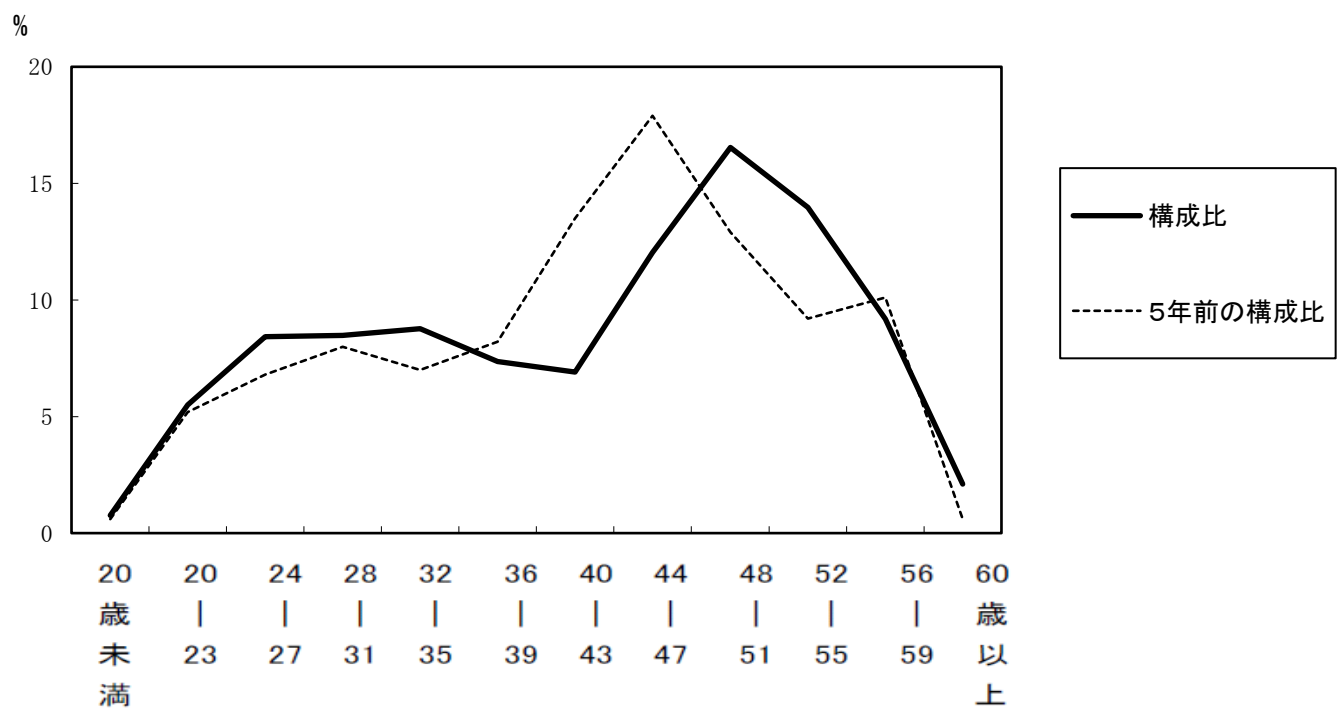
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	11	11	0	事務の統廃合のため
		総 務	378	381	3	
		税 務	87	84	△ 3	
		民 生	271	278	7	
		衛 生	164	166	2	
		農林水産	87	87	0	
		商 工	26	25	△ 1	
		土 木	130	129	△ 1	
		計	1,154	1,161	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 45.11 人)
		教育部門	135	138	3	
		消防部門	243	244	1	事務の統廃合のため
		小 計	1,532	1,543	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.34 人)
営 会 計 業 部 門 公		水 道	58	59	1	事務の統廃合のため
		下水道	54	53	△ 1	
		その他	61	56	△ 5	
		小 計	173	168	△ 5	
合 計			1,705 [1,712]	1,711 [1,712]	6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.95 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いている。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	13人	94人	144人	145人	150人	126人	118人	206人	283人	239人	157人	36人	1,711人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)							
区 分 部 門 別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	1,148人	1,153人	1,154人	1,158人	1,154人	1,161人	13人 (1.1%)
教 育	141人	141人	140人	135人	135人	138人	△3人 (△ 2.1%)
消 防	246人	248人	244人	246人	243人	244人	△2人 (△ 0.8%)
普 通 会 計 計	1,535人	1,542人	1,538人	1,539人	1,532人	1,543人	8人 (0.5%)
公 営 企 業 等 会 計	180人	176人	175人	172人	173人	168人	△12人 (△ 6.7%)
総 合 計	1,715人	1,718人	1,713人	1,711人	1,705人	1,711人	△4人 (△ 0.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業
① 職員給与費の状況
ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 3,920,359	千円 150,638	千円 467,576	% 11.9	% 12.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7 3, 3 5 7 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 65	千円 248,383	千円 38,477	千円 98,029	千円 384,889	千円 5,921	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和 6 年 3 月 3 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
山 口 市	45.9 歳	339,361 円	532,309 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 市	山 口 市（一般行政職）
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,508 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,615 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

山 口 市	山 口 市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算) 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算) 1人当たり平均支給額 5,179 千円 22,075 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当なし	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			212 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			7,852 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			41.5 %
手当の種類(手当数)			4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
収納事務従事手当	料金収納担当職員	水道料金及び下水道使用料の外勤徴収事務	日額 250円
危険業務手当	浄水場勤務職員	塩素(その他劇薬品等)若しくは電気又は機械の取扱い	日額 400円(2時間未満) 500円(2時間以上)
現場手当	右の業務を行った職員	導送配給水管工事等の現場監督又は現地検査 漏水の現地調査・確認	日額 300円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土地の取得等の交渉業務	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	16,373 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	282 千円
支給実績（令和4年度決算）	19,099 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	335 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 子 10,000円 (満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子は、1人につき5,000円加算) (3) 上記以外 6,500円	同	—	6,756千円	250,222円
住居手当	(1) 借家 ・家賃が月額8,500円超16,500円以下 →家賃の月額から5,500円を控除した額 ・家賃が月額16,500超 →家賃の月額と16,500円との差額の 2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)	同	—	3,441千円	312,818円
通勤手当	(1) 交通機関利用 ・運賃月額45,000円以下 → 運賃月額 ・運賃月額45,000円超 →45,000円を超える額の2分の1に 45,000円を加算した額 (最高支給限度額は65,000円) (2) 自動車等利用 →通勤距離に応じ3,500円～47,500円	同	—	6,952千円	124,143円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 (給料月額の8%～17%)	同	—	4,741千円	592,625円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の 必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき4,000円～10,000円(6時間 超勤務の場合1.50を乗じた額))	同	—	0千円	0円

(2) 下水道事業
① 職員給与費の状況
ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 6,510,615	千円 258,804	千円 291,327	% 4.5	% 4.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 1 3 8, 7 7 9 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人 当 たり 給 与 費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 58	千円 228,550	千円 33,467	千円 91,112	千円 353,129	千円 6,088	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和 6 年 3 月 3 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
山 口 市	46.1 歳	343,839 円	535,639 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 市	山 口 市（一般行政職）
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,571 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,615 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

山 口 市	山 口 市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算) 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算) 1人当たり平均支給額 5,179 千円 22,075 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当なし	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			59 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			4,538 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			22.4 %
手当の種類(手当数)			4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
収納事務従事手当	料金収納担当職員	水道料金及び下水道使用料の外勤徴収事務	日額 250円
現場手当	右の業務を行った職員	下水道事業の工事における現場監督又は現地検査 雨水が流入している管渠及び排水施設の調査、検査若しくは維持管理業務	日額 300円
	右の業務を行った職員	汚水が流入している管渠及び排水施設の調査、検査若しくは維持管理業務	日額 500円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土地の取得等の交渉業務	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	14,879 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	271 千円
支給実績（令和4年度決算）	11,389 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	215 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 子 10,000円 (満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子は、1人につき5,000円加算) (3) 上記以外 6,500円	同	—	5,583千円	232,625円
住居手当	(1) 借家 ・家賃が月額8,500円超16,500円以下 →家賃の月額から5,500円を控除した額 ・家賃が月額16,500超 →家賃の月額と16,500円との差額の 2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)	同	—	6,226千円	311,300円
通勤手当	(1) 交通機関利用 ・運賃月額45,000円以下 → 運賃月額 ・運賃月額45,000円超 →45,000円を超える額の2分の1に 45,000円を加算した額 (最高支給限度額は65,000円) (2) 自動車等利用 →通勤距離に応じ3,500円～47,500円	同	—	5,156千円	105,224円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 (給料月額の8%～17%)	同	—	1,354千円	451,333円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の 必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき4,000円～10,000円(6時間 超勤務の場合1.50を乗じた額))	同	—	0千円	0円